

～トピックス 確定拠出年金法の改正～

確定拠出年金法の改正により、マッチング拠出で拠出できる加入者掛金額について事業主掛金額までの上限枠が撤廃され、2026年4月より掛金額が引き上げられます！

【マッチング拠出とは】

会社が拠出する掛金（事業主掛金）に加えて、加入者が給与天引きにより事業主掛金に上乗せして、自ら掛金を拠出（加入者掛金）できる仕組みです。

加入者が拠出した掛金は＜全額が所得控除の対象＞となり、税の優遇措置を受けながら、効率的に将来に向けて準備ができます。※1 マッチング拠出を導入している会社に限りです。

現在

加入者掛金は、以下の条件①と条件②の両方の条件を満たす範囲で設定できます。



*月額55,000円

条件①

加入者掛金の金額は
事業主掛金以下

条件②

事業主掛金と加入者掛金の合計は、法定拠出限度
(月額*55,000円) 以下

*2026年3月までの法定拠出限度額 = DCのみの加入者：月額55,000円、DCとDB加入者：月額55,000円 - DB等の他制度掛金相当額を控除した額（ただし、経過措置適用先 = 月額27,500円）

法改正後

加入者掛金は、以下の条件を満たしていれば、事業主掛金を超えて設定可能となります。



*月額55,000円

条件

事業主掛金と加入者掛金の合計は、法定拠出限度
(月額*55,000円) 以下

*2026年3月までの法定拠出限度額 = DCのみの加入者：月額55,000円、DCとDB加入者：月額55,000円 - DB等の他制度掛金相当額を控除した額（ただし、経過措置適用先 = 月額27,500円）



2026年12月以降に法定拠出限度額が「**月額62,000円**」に引き上げられる見込みです。この法改正に伴い、加入者掛金の上限額もさらに引き上げとなります。

※DB等に加入している場合は、上記月額からDB等の他制度掛金相当額を控除した額が法定拠出限度額

※1 確定拠出年金制度の内容は企業（規約）によって異なります。詳細はお勤め先のご担当者さまにお問い合わせください。

【本件に関するお問い合わせ先】

114サリュダイヤル 0120-114001

（ご利用時間）平日9：00～17：00（土・日・祝日を除く）